

INFORMATION

お知らせ &ご案内 11月

県運転免許センター からのお知らせ

愛媛県警察では、平成21年1月4日から運転免許証をICカード化します。ICカード免許証は、偽変造免許証の作成が困難なため、不正使用を防止できるほか、本籍がICチップにのみ記録されるため、プライバシーが保護されます。

※免許証表面の記載内容がICチップに記録され、ICチップの読み取りに暗証番号（数字4桁2組）が必要になります。

※手数料については、ICチップが含まれるため、従来の手数料に450円が加算された額となります。

■問合せ先

愛媛県警察本部
運転免許管理課

TEL 089-934-0110

（代表）

最低賃金改正のお知らせ

愛媛労働局では、県内すべての労働者に適用される「愛媛県最低賃金」を改正し、10月24日から施行することとしました。

この決定により、10月24日以降分として労働者に支払う賃金は、一時間631円以上としなければなりません。

■問合せ先

愛媛労働局賃金室

TEL 089-935-5205

今治労働基準監督署

TEL 0898-324560

全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間

■相談内容 女性の権利問題に関するあらゆる相談

（夫やパートナーからの暴力《DV》、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、性犯罪等の女性に対する暴力、ストーカー行為、女性差別、離婚問題等の家庭内問題等）
（予約不要・無料・秘密厳守）

■日時

11月17日（月）～21日（金）

午前8時30分～午後7時

11月22日（土）・23日（日）

午前10時～午後5時

■電話番号 全国統一

TEL 0570-070810

11月の潮汐表

日	潮	高 潮				低 潮			
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1(土)	大	0:08	306	13:09	349	6:34	39	19:16	142
2(日)	中	0:34	293	13:45	333	7:03	51	19:49	158
3(月)	中	1:00	278	14:24	316	7:34	67	20:27	172
4(火)	中	1:31	263	15:09	300	8:09	84	21:14	183
5(水)	小	2:10	248	16:07	287	8:53	104	22:21	186
6(木)	小	3:15	233	17:18	281	9:53	122	23:46	179
7(金)	小	5:03	228	18:28	283	11:17	134	—	—
8(土)	長	6:44	244	19:25	291	1:02	159	12:47	134
9(日)	若	7:54	272	20:11	302	1:55	131	14:00	125
10(月)	中	8:47	304	20:53	314	2:37	100	14:56	112
11(火)	中	9:33	336	21:32	324	3:16	68	15:44	100
12(水)	中	10:17	364	22:10	332	3:54	39	16:29	92
13(木)	大	11:00	384	22:48	336	4:32	14	17:11	89
14(金)	大	11:43	395	23:27	335	5:11	-4	17:54	92
15(土)	大	—	—	12:27	397	5:51	-13	18:38	99
16(日)	大	0:07	329	13:13	389	6:34	-11	19:23	109
17(月)	中	0:51	319	14:03	374	7:19	0	20:13	120
18(火)	中	1:39	304	14:57	355	8:09	20	21:08	130
19(水)	中	2:36	286	15:57	336	9:05	46	22:12	135
20(木)	小	3:47	271	17:02	320	10:10	74	23:24	131
21(金)	小	5:12	266	18:09	310	11:26	96	—	—
22(土)	小	6:39	274	19:11	305	0:37	118	12:47	109
23(日)	長	7:53	291	20:05	304	1:41	98	14:02	113
24(月)	中	8:54	312	20:51	303	2:34	76	15:04	114
25(火)	中	9:45	329	21:32	301	3:20	57	15:56	114
26(水)	中	10:30	342	22:08	298	4:00	41	16:41	117
27(木)	大	11:11	349	22:42	294	4:37	31	17:21	122
28(金)	大	11:48	350	23:13	289	5:11	27	17:58	128
29(土)	大	12:23	347	23:44	283	5:43	27	18:33	135
30(日)	大	—	—	12:57	341	6:14	32	19:06	142

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。



携帯電話からの相談も可能

■相談担当者 人権擁護委員、法務局職員

■主催 松山地方法務局 愛媛県人権擁護委員連合会

平成20年度 人権フォーラム

愛媛県では、11月11日から12月10日までの1ヶ月間を「差別をなくする強調月間」と定め、あらゆる差別を解消するため、啓発活動を行っています。

東予地方局においても、差別のない明るい社会を実現することを目的に「人権フォーラム」を開催します。

■日時 11月27日（木）

13時30分～16時（入場無料）

■場所 愛媛県東予地方局7階大会議室

（西条市喜多川796-1）

■講師 辻本一英氏

（芝原生活文化研究所代表）

■テーマ 被差別部落の生活文化

福を運んだ「でこまわし」

（阿波木偶箱廻しを復活する会による「三番叟まわし」「芝原えびす舞」等の実演予定）

■申込先 愛媛県東予地方局

総務県民課県民生活係

TEL 0897-5611300

（内線208・209）

わにがめ、大蛇、わに等を飼う場合には許可が必要!!

特定動物（人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物）を飼養又は保管をしようとする場合は、事前に愛媛県知事の許可が必要となります。

詳しくは愛媛県動物愛護センターへお問い合わせください。

愛媛県動物愛護センター

TEL 089-977-9200

上島町産業まつり &

岩城駐在所かんきつ参観デー の開催!!

と き 11月16日(日) 午前9時～午後2時

ところ 愛媛県しまなみ農業指導班岩城駐在所(旧県立果樹試験場岩城分場)

★★上島町産業まつり★★

- レモンコンテスト&農産物品評会(展示終了後即売します13:30～)
- 特産品市場&100円市場(福富町すいすい倶楽部ほか掘り出し物が…?)
- 青いレモンクッキングライブ(レモンを使ったおいしくヘルシーなレシピ紹介)
- 各種バザー(うどん・ラーメン・てんぷら・焼き鳥・鯛めし・山菜おこわ・タコおこわ・焼イカ・さくら餅・エコりんご・キャロットケーキ・摘み菜クッキー・レモン・いなり寿司・じゃこ天・レモンアイス・芋菓子・味付け海苔・焼き海苔・佐島味噌・木工製品・ぎんなんなど)

★★岩城駐在所かんきつ参観デー★★ テーマ

- 「技術と夢ある品種で築こう!!しまなみ農業」
- 実証ほ場の公開と果実展示(営農相談・農林水産研究所パネルコーナー)
- 青空講習会(せとか・紅まどんな・レモン・はれひめの生産技術紹介)
- 普及コーナー(しまなみ地域の活性化に向けて・消費者からみた産地づくりほか)
- JAおちいまばりコーナー(中生温州果実コンクール・銘柄産地の果実展示と試食)
- アトラクション 和太鼓演奏9:00～(島本陣岩城太鼓)・餅まき12:00～

上島町産業まつり農産物等の出品大募集!

★レモンコンテスト(安全安心な力作レモンを奮ってお寄せください)

【応募部門】①ハウスレモンの部 ②露地レモンの部 ③トレーサビリティの部

【応募方法】11月14日(金)までにレモン10個以上を出品。

住所、氏名、年齢、職業、電話番号、メールアドレス等を明記。

栽培方法の特徴やセールスポイントなどを書き添えてください。

★農産物品評会(腕自慢の農産物をどしどしお寄せください)

【岩城地区】11月15日(土)13時から15時までの間に岩城駐在所へ出品。

【弓削・生名・魚島地区】11月14日(金)までに各支所産業建設課へ出品。

※出品票とビニール袋は、JA営農センター岩城支店・弓削支店及び
役場岩城支所産業振興課・各支所産業建設課にあります。

★100円市場(農水産物とその加工品などを100円で販売します)

出品期日は、農産物品評会と同様です。

■お問い合わせ先 ☎794-2492 愛媛県越智郡上島町岩城1427

上島町 岩城総合支所 産業振興課

電話 0897-75-2500 ファックス 0897-75-2539



◆主 催 愛媛県東予地方局産業経済部今治支局地域農業室・産地育成室・越智今治農業協同組合

※ 当日は、岩城港から会場まで無料送迎バスが運行しますので御利用ください。

皆さんお誘い合わせのうえ是非ご来場ください!

重要なお知らせ

事故を防ぎ、長く安全に使うために「長期使用製品安全点検制度」が平成21年4月1日からスタートします。

製品が古くなると部品等が劣化（経年劣化）し、火災や死亡事故を起こすおそれがあります。

「長期使用製品安全点検制度」では、メーカーなどに所有者登録することで、適切な時期に点検通知が届きますので、点検を受けましょう。

次の対象製品（特定保守製品）を購入した場合は、所有者登録をしましょう。

- 対象製品（特定保守製品）
- ・屋内式ガス瞬間湯沸器
- ・屋内式ガスふろがま
- ・石油給湯機
- ・石油ふろがま
- ・FF式石油温風暖房機
- ・ビルトイン式電気食器洗機
- ・浴室用電気乾燥機

※現在お使いの製品（平成21年4月1日より前に製造・輸入された製品）も点検可能ですので、詳しくはメーカーなどにお尋ねください。

標準営業約款制度

『Sマーク』

をご存知ですか！

標準営業約款制度は、法律で定められた消費者（利用者）擁護に資するための制度です。

厚生労働大臣認可の約款に従って営業することを登録した、

「理容店」

「美容店」

「クリーニング店」

「めん類飲食店」

「一般飲食店」

では、店頭でSマークを掲げています。

登録店は、安全・清潔・安心を約束する信頼できるお店です。詳しくは、（財）愛媛県生活衛生営業指導センター（TEL 089-924-3305）までお問い合わせください。



厚生労働大臣認可

愛媛エイズ予防週間における保健所からのお知らせ

愛媛エイズ予防週間：12月1日（月）～7日（日）

テーマ：Living Together ～ちょっとの愛からはじまる事

【休日エイズ検査の実施】

日時：12月7日（日）12：00～15：00

場所：今治市旭町1丁目4-9

今治保健所 相談室（県今治支局1階）

※予約不要

※血液検査は無料・匿名、結果は約1時間後にわかります。（ただし、確認検査が必要な場合は後日になります。）

問合せ先：0898-23-2500（内線228）

コミュニティ助成事業により久司浦集会所を整備！

財団法人自治総合センターから、宝くじの普及広報事業の助成を受け、久司浦集会所が整備されました。



宝くじは
豊かさ楽しく
チカラ持ち。

（宝くじは、広く社会に役立てられています。）

久司浦地区のコミュニティ活動の拠点として、様々な行事に活用されます。



10月5日には、集会所完成祝賀行事が行われ、神事に続き、田熊神代神楽保存会による神楽が披露され、この施設の完成を大勢の地区住民で祝いました。

ふるさとの生活環境はわたしたちで守ろう！

ゴミの不法投棄

しない・させない・許さない

ゴミ（廃棄物）をみだりに捨てることは“犯罪”です。罪は非常に重く、“5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金”に処せられます。

山林やがけ下、海岸、畑、道路等に家庭ゴミや家電品等の粗大ゴミ、事業活動で生じたゴミ等を捨てる行為を不法投棄といいます。こうした行為が自然界に与える影響は非常に大きく、景観を損なうのはもちろんのこと、投棄されたゴミの種類によっては、土壌や地下水が汚染されることも十分考えられます。

不法投棄をなくするためには、私たち一人ひとりがルールを守り、ゴミを捨てることに対してモラルを持つことが大切です。美しい景観や豊かな自然環境を次世代の子どもたちに引き継ぐためにも、私たちの町をみんなで監視し、地域ぐるみで不法投棄の防止に努めましょう。

今治税務署からのお知らせ

平成20年分 年末調整説明会

■日時 11月18日(火) 13:00~15:00

■場所 せとうち交流館 多目的ホール

■対象者 全徴収義務者

※事前に送付いたします年末調整関係資料を持参してください。

【お問合せ先】

今治税務署 TEL 0898-32-6100

担当 法人課税第一部門（内線219）

社会保険庁からのお知らせ

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の発行について」

納付のあった国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が「社会保険料控除」の対象となっており課税対象所得から控除されます。

控除を受ける際には、保険料を納付したことを証明する書類（証明書または領収証書）を申告書に添付することが所得税法で義務付けられています。

このため、保険料を納付した旨を証明する書類が必要となることから、社会保険庁では「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ様式）を、11月上旬または翌年2月にお送りすることにしています。

11月送付対象者 1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料の納付実績がある方。

翌年2月送付対象者 10月1日から12月31日までの間にその年はじめて国民年金保険料の納付があった方

国民年金保険料の領収証書は大切に！

国民年金保険料の納め忘れ等により納付が遅れますと、証明額等に記載されない場合があります。この場合は、領収証書により控除額を自己申告する必要がありますので、国民年金保険料の領収証書は大切に保管してください。

※なお、年末調整の手続き等については、税務署にご確認ください。

社会保険庁の問い合わせ窓口は、

控除証明書専用ダイヤル 0570-070-117へ

IP電話（ひかり電話等）の方は 03-6748-8882へおかけください。

（平成20年11月4日～平成21年3月13日まで、平日9:00～17:00）

「ねんきん特別便」の回答にご協力をお願いします。

○ 社会保険庁より「ねんきん特別便」が送付された方へ

- ・年金記録に「もれ」や「間違い」がないか十分にご確認をお願いします。
- ・「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も、必ずご回答くださいますようお願いいたします。

○ 「ねんきん特別便」が届いていない方は、住所変更の手続きをお願いします。

- ・「ねんきん特別便」を確実にお届けするためには、正しい住所の届出が必要です。住所異動の際は、変更の手続きを忘れずをお願いします。

ご質問・お問い合わせは 「ねんきん特別便専用ダイヤル」へ！

0570-058-555 市内通話料金で利用できます

月～金曜日：午前9時～午後8時 第2土曜日：午前9時～午後5時

※IP電話（ひかり電話等）・PHSからは **03-6700-1144** にお電話ください。

社会保険庁ホームページ
<http://www.sia.go.jp>
愛媛社会保険事務局ホームページ
<http://www.sia.go.jp/~ehime/>